

名誉会員選出に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、会則の規定に基づき、名誉会員選出に関し、必要な事項を定める。

(要件)

第2条 名誉会員となることのできるものは、次の各項に掲げる基準を満たし、推薦時に満70歳以上のものとする。

- (1) 理事長経験者
- (2) 本会の理事、監事を努め、かつ評議員を10年以上委嘱されたもの
- (3) 顕著な学問業績など、本会に特段の貢献をしたもの
- (4) 本学会の設立に当たって特段の貢献があったもの

(国外在住者の要件)

第3条 国外の在住者で名誉会員となることのできるものは、推薦時に70歳以上で、次の各項に掲げた基準のすべてに該当するものとする。

- (1) 国際交流上重要と思われる者
- (2) 本会における講演等の実績
- (3) 本会会員の臨床および研究指導等の実績

(推薦の受付)

第4条 理事長が期日を指定して所定の様式により名誉会員の推薦を受け付けるものとする。

所定の様式は次のものとする。

- (1) 推薦書
- (2) 被推薦者の履歴書

(称号の授与)

第6条 理事長は理事会の議を経て、評議員会に諮った後、名誉会員の称号を授与する。

(恩典)

第7条 名誉会員には次の恩典が与えられる。

- (1) 総会における称号の授与
- (2) 会費免除の恩典

(死後の授与)

第8条 死後の授与については、理事長が理事会に諮り決定する。

(英文表記)

第9条 本会名誉会員の英文表示は Honorary Member of the Japanese Society for Cerebellum and its Disorders とする。

(改定)

第10条 この細則は理事会の議により改定することができる。

(附則)

この細則は、2023年3月25日から施行する。

謝金細則

(総則)

第1条

- 1 この細則は、会則に基づき、謝金等に関し、必要な事項を定める。
- 2 この細則は、理事会の決議を経て、変更することができる。

(定義等)

第2条

- 1 この細則において、謝金とは、日本小脳学会(以下「学会」という。)が主催する学術集会・シンポジウム等において、講演者・講師等に支払われる金銭をいう。
- 2 学会が、官公庁・団体・民間企業等から受託した業務を処理するために支払われる金銭の取扱いは、受託業務取扱細則で定める。

(支払対象者)

第3条 この細則による支払対象者は、学会員以外とする。

(謝金の種類)

第4条 謝金の種類は、次の通りとする。

(ア)講演料：講演の実施の報酬として支払う金銭

(イ)交通費・宿泊費：講演等にかかわる交通費、宿泊費として支払う金銭

(謝金の額)

第5条

- 1 講演に関する謝金の額は、別表(1)を基準とする。
- 2 これらの謝金については学術集会運営委員会（学術集会の大会長が委員長を務める）で審議し、理事会の議を経て決定・変更することができる。
- 2 交通費・宿泊費は、実費相当を支払うものとする。

(領収書の收受)

第6条 謝金を支払った場合には、本学会は謝金の支払対象者から領収書を收受しなければならない。銀行振込による支払いの場合は、この限りではない。

(補則)

第7条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附則(令和5年3月24日理事会議決) この細則は、令和5年3月25日に制定したもので、この日から施行する。

別表(1) 謝金の額

・講演:一回当たり 3万円

日本小脳学会 総務委員会に関する細則

(趣旨)

第1条 本会の円滑な運営を目指し、総務委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本会会則の第6章第10条に基づき、本学会の運営を行なうために必要な事項について定める。

(業務)

第3条 総務委員会は、本学会の運営に関する以下の業務を行う。

- (1)学会の組織のあり方とその運営に関する事項
- (2)総会、評議員会、理事会、その他本学会の運営に関する事項
- (3)事務局の管理、運営に関する事項
- (4)諸契約や対外交渉に関する事項
- (5)会員の入会、退会等の管理に関する事項
- (6)会則、運営規程等に関する事項
- (7)他の委員会等の運営に関する細則に関する事項
- (8)理事会の運営等に関する細則の作成に関する事項
- (9)その他、他の委員会に属さない事項

(構成)

第4条 総務委員会は、理事長が委員長兼議長として、事務局、顧問、そして、理事長より推薦された委員によって構成される。

(選任)

第5条 委員は、理事長が理事会に推薦して承認を得る。

(任期)

第6条 委員の任期は、理事の任期と同じく2年とする。ただし、再任は妨げない。3期目（5-6年目）以上の長期は避けることが望ましい。

(経費)

第7条 委員会の活動および事業に必要な経費は理事会の決定に基づいて支出さ

れる。

2. 学術大会・総会の前日または当日に開催される理事会に収支を報告する。

(活動状況の報告)

第8条 必要に応じてその活動状況を学術大会・総会の前日または当日に開催される理事会に報告する。

(改廃)

第9条 本細則の改廃は理事会の議を経て決定し、総会にて報告する。

附則1. この細則は、2023年12月1日から施行する。

日本小脳学会 学術大会運営委員会に関する 細則

(目的)

第1条 この細則は、本学会則第4章第8条7項に基づき、「年次学術大会」および「総会」の運営に関し、必要な事項を定める。

(学術大会)

第2条 学術大会・総会は通常毎年1回開催する。

2. 会則第4章第8条7項に基づき、学術大会・総会は大会長が担当する。

(学術大会運営委員会)

第3条 大会長は学術大会運営委員会を開催する。

2. 学術大会運営委員会は大会長を議長として、理事長、前大会長、前々大会長、次期大会長、総務委員、セクションチーフ、顧問、事務局で構成される。

3. 学術大会・総会の開催日と開催期間を決定する。

4. 学術大会の内容について審議する。

5. 会則第5章第9条1項(1)に基づき、学術大会・総会について理事会へ発議する。

(総会)

第3条 当面は学術大会・総会の開催期間内に「評議員会」及び「総会」を開催する。

(会計)

第4条 大会長は、学術大会・総会における会計の担当者を決定し運営する。

2. 独立した特別会計として、学会の経理に組み入れる。

3. 大会長は収支の見込みを学術大会運営委員会に報告し、予算について学術大会運営委員会で承認を得なければならない。

4. 大会長は学術大会・総会終了後に学術大会・総会の収支について理事会に報告する。

(参加費)

第5条 学術大会・総会に参加するものは参加費を納めなければならない。

(改定)

第6条 本細則の改廃は理事会の議を経て決定し、総会にて報告する。

附則1. この細則は、2023年12月1日から施行する。

附則2. 以下の金額を学術大会参加費とする。

【学術大会参加費】

会員	4,000円
非会員	8,000円
学生会員	0円

日本小脳学会 セクションに関する細則

(趣旨)

第1条 本会会則第2章第2条の範囲内において専門領域をさらに発展させるために、セクションを置くことができる。本細則では、セクションの組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本会会則の第6章第10条に基づき、セクションは担当する専門領域に関わる業務を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 セクションは、次に掲げる活動を行う。

- (1)担当専門領域に関わる研究、教育、診療に関すること。
- (2)担当専門領域に関わる対外的 業務、広報に関すること。
- (3)担当専門領域に関わる関連学会の動向把握と連携に関すること。
- (4)担当専門領域に関わるその他の必要な業務に関すること。

(設置および廃止)

第4条 セクションは、別表に掲げる専門領域毎に設置する。

2. セクションの設置または廃止は、理事会が決定する。

(組織)

第5条 セクションは、本会会員により組織する。

2. 本会会員は、原則として1つのセクションに所属することができる。

(役職者)

第6条 セクションに、次に掲げる役職者を置く。

(1)セクションチーフ 1名

(2)コア・メンバー 若干名

2. セクションの運営上必要があるときは、前項で定める役職者の他、別に役職者を置くことができる。

(選任)

第7条 チーフは、理事長が理事会に推薦して承認を得る。

2. コア・メンバーは、チーフが理事長と協議して、理事会に推薦し承認を得る。
3. 前条第2項の規定により別に別に役職者を置く場合は、チーフが理事長と協議のうえ、理事会の承認を得る。

(運営組織)

第8条 それぞれのセクションに、運営に必要な事項を審議し、決定するためのセクション運営委員会を置く。

2 セクション運営委員会は、セクションチーフおよびコア・メンバーで構成する。

3 セクションはセクション運営委員会の他運営に必要な委員会を置くことができる。

(運営経費)

第9条 本会はセクションの要請に応じてその運営経費の一部または全部を支出することができる。

2. 学術大会・総会の前日または当日に開催される理事会に運営の収支を報告する。

(活動状況の報告)

第10条 セクションは、その活動状況を学術大会・総会の前日または当日に開催される理事会に報告する。

(改定)

第11条 本細則の改廃は理事会の議を経て決定し、総会にて報告する。

附則1. この細則は、2023年12月1日から施行する。

日本小脳学会 広報委員会に関する細則

(趣旨)

第1条 本会について広く情報を発信し多くの人々との情報共有を目指し、広報委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本会会則の第6章第10条に基づき、本学会の広報を行なうために必要な事項について定める。

(業務)

第3条 委員会は、本会の広報に関する以下の業務を行う。

(1) 本学会の情報について広く周知するためにSNSやメールを利用した発信活動

(2) 会員勧誘のための宣伝活動

(3) その他、本学会の広報に関する事業

(構成)

第4条 委員会は、以下の委員等によって構成される。

(1) 委員長 1名

(2) 委員 若干名

ただし、上記委員以外に必要なに応じて専門委員を委嘱することができる。

(選任)

第5条 委員長は、理事長が理事会に推薦して承認を得る。

2. 委員は、委員長が理事長と協議して、理事会に推薦し承認を得る。

3. 前条第2項の規定により別に役職者を置く場合は、委員長が理事長と協議のうえ、理事会の承認を得る。

(任期)

第6条 委員の任期は、理事の任期と同じく2年とする。再任は妨げないが3期(5-6年目)以上は避けることが望ましい。ただし、SNSの管理など継続性が必要とされる業務にあたる者は次期委員会との引継の完了時まで、その業務を遂行する。

(経費)

第7条 委員会の活動および事業に必要な経費は理事会の決定に基づいて支出される。

2. 学術大会・総会の前日または当日に開催される理事会に収支を報告する。

(活動状況の報告)

第8条 必要に応じてその活動状況を学術大会・総会の前日または当日に開催される理事会に報告する。

(改廃)

第9条 本細則の改廃は理事会の議を経て決定し、総会にて報告する。

附則1. この細則は、2023年12月1日から施行する。